

チャールズリバー・デベロップメント

大量保有報告サービス(GSDS)

チャールズリバーGSDS機能概要

上場している法人の株券等を保有する者については、株券等保有割合がある閾値を超える場合に大量保有報告書の提出が必要となります。一方で歴史的な低金利を背景に投資手法は多様化が進んでいます。

また、外国資産への投資を始め、海外法人への出資・吸収合併が顕著な昨今、大量保有報告の作業負荷は膨らむばかりです。規制業種や空売り、ワラント、転換社債等でエクスポージャーを取得している機関投資家も同様の障壁を目の当たりにしています。

本案内はチャールズリバーの大量保有報告サービス(GSDS)を要約し、投資プロセスにおける法令順守と業務の効率化方法を紹介します。

統一感のない各規制当局の報告義務

大量保有報告は各規制当局毎に報告義務が異なり、報告負荷が増す悪因となっています。一例として報告義務発生閾値、対象資産、保有割合算出法、報告書の提出方法、報告書の提出期限が四分五裂なのは常態化しています。

2015年に透明性指令が発令された欧州でも、大国間では隔たりがなお見られます。欧州連合加盟国の意向を色濃く反映し、各国が報告事項を追加する権限が承認されてしまいました。結果として、各国毎のコンプライアンスルール・ライブラリの作成並びにメンテナンス作業が発生しました。

上記に加え、新規制が発表された場合の移行期間は余りに短く、対応しきれない機関投資家が散見されます。法令順守のハードルは日に日に上昇し、投資・コンプライアンス担当者の多くは対応システムの必要性を再認識しています。

対象資産クラスの拡大

規制当局間共通の潮流として、報告対象資産クラスの拡大が見受けられます。株券等の範囲として頻繁に挙げられるのがETF、個別株先物、オプション、株式指数デリバティブ等の証券です。この結果、保有割合算出は煩雑化し、現場の報告負荷は増大しています。

レピュテーションリスクの危険性

レピュテーションリスクとは、企業に対するマイナスの評価・評判が広まることによる経営リスクです。法令違反者の社名と違反内容の開示に踏み切った規制当局が目につく現在、レピュテーションリスクの回避はどの機関投資家にとっても喫緊の課題です。肥大化する違約金も風当たりの厳しさを物語っています。

画一化された報告義務が不在な今、海外資産を持つ機関投資家は投資国毎の報告作業に追われ、新規の規制や既存規制の変更にも対応しなければなりません。閾値のモニタリングや対象資産クラスの確認作業は海外投資を思い止まらせる要因になりかねません。

チャールズリバーのGSDS ソリューション

また、チャールズリバーGSDS は従来のコンプライアンス機能と連動しており、投資業務の法令順守との互換性を保っています。チャールズリバーはコンプライアンス機能を20年超提供し、業界内でも随一の精度・柔軟性・対応範囲を誇ります。確立されたサポート体制で導入後もユーザー様を手厚くサポートします。

チャールズリバーにはコンプライアンス本部専属の人員を確保し、各地域の機関投資家と緻密に連携しています。上記部門がAllen & Overy 社とチャールズリバー間の翻訳を担当し、規制内容をシステム内へと反映しています。また、機関投資家毎のコンプライアンスルール・ライブラリを管理し、ユーザー様の業務をサポートします。

チャールズリバーのGSDS ソリューションは日々更新される規制ガイドラインのモニタリング、更新、並びにユーザーへの発信を行っています。法律事務所Allen & Overy との提携により、88の国と地域の大量保有報告義務をシステム内に実装しています。また、チャールズリバーGSDS ユーザーは任意で大量保有報告コミュニティへの参加が可能となり、機関投資家間の情報交換が可能となります。

煩雑化する報告義務への対処法

海外投資を試みる機関投資家は、煩雑化する各規制当局毎の報告・開示義務に対応しなければなりません。違約金は膨れ上がり、レピュテーションリスクも座視出来ないリスクファクターとして認知されています。チャールズリバーのGSDS 機能はユーザー様に最新の大量保有報告ガイドラインを提供し、報告義務・期限のアラート、各規制当局特有のルールを解析し、これらを一つのシステムで提供します。

チャールズリバーGSDS 機能は96の国と地域に対応しています。

- ・ 大量保有報告
- ・ 空売り報告
- ・ 規制業種の判別
- ・ 敵対的買収
- ・ ユーザー指定の発行体別投資額上限



A State Street Company

チャールズリバー・デベロップメントについて

チャールズリバー・デベロップメント自社開発システム(Charles River Investment Management Solution) は世界30か国以上の銀行、生保、資産運用会社、ヘッジファンド等の使用実績があり、足元のシステム内搭載資産規模は30兆ドルを超過しました。Charles River IMS は投資プロセスの自動化・最適化を前提に設計され、ポートフォリオ管理、リスク管理、証券売買、約定登録、コンファメーションデータ突合等、幅広い投資業務が同一プラットフォームで実施出来ます。他社データ・システムベンダーとの積極的な提携もCharles River IMS の大きな特徴です。他社提供の分析データを始め、証券売買の接続先も柔軟に対応しています。また、ステート・ストリート社との統合により、フロント・ミドル・バックオフィス全ての要望に応え、同社Alpha SM システムの根幹を形成しています。チャールズリバー・デベロップメントは本社をマサチューセッツ州バーリントンに置き、世界各国11オフィスに975名の従業員が常駐しています(2019年10月時点)。

WWW.CRD.COM

Charles River Development – State Street Companyは、State Street Corporation(マサチューセッツ州法人)の100%子会社です。

本文書及び本文書中の情報(以下、総称して「本コンテンツ」といいます。)は、市場その他の状況に基づき通知なしに変更されることがあり、State Street Corporation並びにその子会社及び関連会社(以下、「State Street」といいます。)の見解を反映していないことがあります。本コンテンツは、一般的な情報、説明及び/若しくはマーケティングの目的のため、又は予備協議に関連してのみ提供されるものです。本コンテンツは、顧客若しくは潜在顧客の特定の投資その他の財務目的若しくは財務戦略、又は顧客の法律上、規制上、税務上若しくは会計上の地位を考慮したものではなく、また包括的なものでもなく、顧客若しくは潜在顧客の対応する投資その他の財務上の決定に関する慎重な独立した検討に代替するものでもありません。本コンテンツは、投資調査又は法律上、規制上、投資上、税務上若しくは会計上の助言を構成するものではなく、有価証券その他の商品の売買の申込み又は勧誘でもなく、またState Streetによるいかなる拘束力のある契約上の合意又は義務を構成することを目的とするものでもありません。本コンテンツは、作成時に信頼できるとされた情報源から作成され、かつ取得されたものですが、「現状有姿」で提供されるものであり、State Streetは、その正確性、適切性、適時性、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害その他を含みますがこれらに限定されない、いかなる種類の約束、表明又は保証も行いません。State Streetは、本コンテンツに起因または関連する請求、損失、責任、損害(直接、間接、特別若しくは結果として生じるものを含みます。)、経費又は費用について、契約、不法行為その他のいづれに基づいて生じるかを問わず、全ての責任を否認します。本コンテンツは、小売顧客を対象とするものではなく、又は配布若しくは使用が適用法令に反する法域若しくは国の個人若しくは事業体に配布するものではなく、当該個人若しくは事業体によって依頼されるものでもありません。本コンテンツには将来の見通しに関する記述が含まれる場合がありますが、当該記述又は予測情報は、将来の業績に関する保証又は信頼性のある指標ではなく、実際の業績又は成長が、示された又は予測された業績又は成長と大きく異なる可能性があります。過去の業績は将来の業績を保証するものではありません。State Streetの事前の書面による同意なく、いかなる形式又は方法であっても、本コンテンツの再版、販売、複製、配布、又は変更は許可されていません。

貴殿の法域におけるこれらの商品及びサービスの提供又は販売は、State Streetが、単独の裁量で必要とみなす内部承認及び外部承認を受領することを条件とします。詳しい情報については、貴殿の営業担当者にお問い合わせください。